

社会福祉法人おきな福祉会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人おきな福祉会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（1）常勤役員等（＜法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度の加入対象者となる場合は、当該制度を利用することとする。

（2）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度の加入対象者となる場合は、当該制度を利用することとする。

（3）費用の弁償は次の（表1）の通りとする。交通費の実費が（表1）の費用弁償額を超える場合は、旅費支給規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。この場合、（表1）の費用弁償は行わない。

（表1）理事会、評議員会、及び監査等に出席した場合の費用弁償

15 km未満	1,000 円
15 km以上	3,000 円

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表1に定める額

（2）通勤手当については、職員給与規程第11条第7項の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表2に定める額とする。ただし、業務内容及び業務量を勘案した結果、別表2によることが適当でないと判断された時は、別表1の金額を上限として理事会が決定する。

（2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費支給規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与規程第5条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から公休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年3月13日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円
業務執行理事	月額 420,000 円
理事	月額 350,000 円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000 円
決議の省略	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円 * 4 時間未満は 4,000 円

（２）理事

	日額
理事会への出席	10,000 円
決議の省略	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円 * 4 時間未満は 4,000 円

（３）監事

	日額
評議員会、理事会への出席	10,000 円
決議の省略	5,000 円
監事監査への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円 * 4 時間未満は 4,000 円